

石川県公立学校 1 人 1 台端末（eSIM モデル）共同調達（購入） 公募型プロポーザル実施要領

石川県 GIGA スクール構想推進協議会

1 事業の概要

石川県公立学校 1 人 1 台端末について、参加自治体（以下「自治体」という。）による共同調達契約受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する。

（1）事業名

石川県公立学校 1 人 1 台端末（eSIM モデル）の共同調達（購入）

（2）事業内容

別紙「石川県公立学校 1 人 1 台端末（eSIM モデル）共同調達仕様書」のとおり

2 プロポーザルの参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- （1）本事業を実施するうえで必要な技術と経験を有し、確実に遂行できる体制であること。また、端末（タッチペン等を含む）を納期までに確実に納入でき、仕様書に記載された全ての内容を期限までに確実に遂行できること。
- （2）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- （5）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- （6）次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑤ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(7) 県内に本店又は契約権限を有する営業所等を有すること。

(8) 本調達では、単独企業での参加に加え、複数企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）を可とする（ただし、当企画提案に参加する他の参加者を兼ねていないこと）。共同企業体の場合は、構成する全ての企業が本項で示す応募資格を満たしていること。

3 プロポーザル参加手続等

(1) プロポーザルへの参加申込み方法

本プロポーザルに参加を予定する場合は、「参加申込書（eSIM 様式1）」を**令和8年2月25日（水）午後5時（必着）**までに、「9 提出先・問合せ先」へ電子メールにより送付すること（押印不要、PDF 形式）。その際、必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。

なお、共同企業体の場合は、「参加申込書（eSIM 様式1）」に代表企画提案者を明記したうえで、構成する全ての企画提案者名を記載すること。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（eSIM 様式2）」へ記入の上、**令和8年2月20日（金）午後5時（必着）**までに、「9 提出先・問合せ先」へ電子メールにより送付すること（Excel 形式）。質問内容によっては、回答に時間を要するので、できるだけ早めに送付すること。その際、必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。電話及び口頭による質問は受付しない。

質問に対する回答は、プロポーザルに申し込んだ全ての者に対して、質問した事業者名を伏せて**令和8年2月26日（木）**までを目途に行う。

4 提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込みをした事業者は、次のとおり提案書等の電子データを提出すること。なお、必ず電話で着信の確認をすること。また、メールの送信記録は保存しておくこと。

(1) 提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時（必着）

(2) 提出先及び提出方法

- ① 提出先 「9 提出先・問合せ先」に同じ。
- ② 提出方法 メールで電子データ（PDF 形式）を送付する。必ず電話で着信の確認をすること。なお、提出するファイルの合計容量が10MBを超える場合は、前日までに事務局に連絡すること。大容量ファイルの送信方法について、別途連絡する。

(3) 提出書類

次の①～④の書類を電子データ（PDF 形式）にして、一つのフォルダにまとめて提出すること。使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、プレゼンテーション当日の追加資料の配付及び提出のなかった書類等の提示は認めない。

① 提案書等提出届（eSIM 様式 3）

② 提案書（様式任意）

以下のア～ケを遵守すること。

ア A4 縦長又は A4 横長のいずれかに統一し、横書きとすること。タブレット等で参照することを想定し、見やすいレイアウト、文字の大きさ等に配慮すること。また、できるだけ PDF ファイルのサイズを小さくすること。

イ 提案書本文は 15 ページ以内とし、各ページにページ番号を記載すること。表紙・目次・空白ページは数えない。

ウ 正通及び副通（正通の提案者情報（事業者名、代表者氏名、担当者等の氏名、会社のロゴ、再委託先会社名等の提案者に関する情報をいう。以下同じ。））を黒塗り又は削除したもの）それぞれ 1 ファイルを提出すること。なお、実績や本業務の体制図等の審査基準に記載された内容の審査に必要な情報は副通でも分かるようにすること。副通はタブレット等で参照した際にも、提案者情報が分からないようにすること（副通の文字の上に図形を重ねてある場合等で、文字をコピー、貼り付けすることにより提案者情報が分かることがないようにすること。以下、同様とする。）

エ 提案書の最初のページには、標題として「石川県公立学校 1 人 1 台端末（eSIM モデル）共同調達（購入）公募型プロポーザルに係る提案書」と記載し、その下に事業者名を記載すること。

オ 目次には、章・節等の項目番号及び参照先のページ番号を記載すること。

カ 原則として、記載事項の順序は、「石川県公立学校 1 人 1 台端末（eSIM モデル）共同調達（購入）公募型プロポーザル 審査基準」の順序にすること。記載順序及び記載事項の変更等は極力行わないこと。

キ 提案内容は全て実現できるものとし、根拠も含めてできる限り具体的に記載すること。なお、納入完了時に提案内容が実現できない場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者の負担とする。

ク 定量的に表すことが可能な場合は、その数値をできる限り記載すること。

ケ 審査基準に記載された「タッチペンを紛失・破損した際に、自治体又は保護者が調達する方法及びその際の価格」「バッテリー交換の方法及びその価格」等は、提案書に記載すること。

※共同企業体の場合は、協定書（eSIM 様式 6）（押印必要）の写し（PDF ファイル）を添付すること。

③ 必須要件確認表（eSIM 様式 4）

正通及び副通それぞれ 1 ファイルを提出すること。

ア 可否欄

要件ごとに、以下の区分により、記号を記入すること。

- ・当該要件が実現可能な場合： ○
- ・当該要件が実現不可能な場合： ×

※可否欄に○が記入してある要件は、実現できるものとみなす。なお、必須要件は1件でも実現できない場合は失格となるので、留意すること。

イ 頁欄

要件に関して記載した提案書のページを記入すること。

④ 参考見積書（eSIM 様式 5）（以下「見積書」という。）

正通及び副通それぞれ1ファイルを提出すること。

※金額には、本業務に関わる全ての費用を含むこと。

※消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。

（4）提案する学習者用端末の実機の持参または送付

実機審査のために、提案する学習者用端末の実機1台を**令和8年3月4日（水）午後5時（必着）までに**事務局（県教育委員会教育政策課）へ持参または送付すること（電源アダプタや提案するタッチペンを含む）。OSは、最新のバージョンとしておくこと。原則として設定は変更しないこと。やむを得ず設定を変更した場合は、変更した理由及び変更内容を提案書に明記すること。

実機は、納品する状態と同じものを持参すること。

また、アプリケーション（描画キャンバス）を用いてのタッチペンでの筆記、写真撮影、QRコード読み取り等、審査基準に記載の項目の審査ができるようにし、バッテリーは、満充電としておくこと。起動の際に必要なユーザIDやパスワード等を記載した紙を封筒に入れて端末に添付すること。

なお、受託候補者公告日以降、実機等を回収すること。

5 審査方法及び審査決定

- （1）総合評価点が最も高かった事業者を受託者とし、次に高かった事業者を次点者とする。総合評価点が同点の場合は、技術点の高い方を受託者とする。総合評価点の配分及び計算式は次のとおりとする。受託者との契約に向けた交渉が整わなかった場合、次点者と交渉を行う。

総合評価点（1000点）＝ 技術点（700点）＋ 価格点（300点）

技術点： 提案書、プレゼンテーション及び実機審査により「石川県公立学校1人1台端末（eSIMモデル）共同調達（購入）公募型プロポーザル 審査基準」を基に評価する。

各審査員が付けた点数の平均点を算出し、小数第2位を四捨五入したものを技術点とする。技術点の満点が700点でない場合は、700点満点に換算する。

技術点（700点満点）の5割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、受託者とししない。

価格点： 提案者の見積価格及び全提案者中の最低見積価格を基に算出する。

価格点 = (全提案者中の最低見積価格 / 提案者の見積価格) × 300 点
小数第 2 位を四捨五入し、価格点とする。

(2) 提案書で表現しきれない部分についての説明のため、プレゼンテーションを実施する。

参加申込書提出事業者数が多い場合、プレゼンテーション審査を適正に実施するため事前に書面審査を実施し、書面審査の上位事業者によりプレゼンテーション審査を実施する場合がある。参加申込書提出事業者が 1 者の場合であってもプレゼンテーション審査を実施する。

① 実施日（予定）及び実施会場

令和 7 年 3 月 11 日（水）に実施することとし、後日個別に連絡する。

② その他

ア プレゼンテーションは、参加申込書を提出した順に実施する。

イ プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1 者当たり 30 分程度（説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内）とする。

ウ プレゼンテーションには、参加申込書に記載された主任担当者（導入の際の主任担当者となる予定の者）は必ず出席すること。出席者は、1 者当たり 3 名までとする。

エ 会場に準備されたディスプレイ（HDMI 接続）を使用してもよい。ただし、提出された提案書（副通）、必須要件確認表（副通）以外の書類等の提示や配付は認めない。

(3) 審査結果は、後日書面で通知する。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

6 契約

受託者と自治体とは、個別に契約を締結する。契約内容等については、協議の中で提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

受託者と協議が整わなかったときは、次点者と協議し、契約する。

本プロポーザルは、共同調達に参加する自治体及び石川県補助金の令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務である。したがって、各自治体の議会において関係予算が可決されなかった場合は、当該自治体の契約は締結しないものとする。また、石川県議会において関係予算（補助金予算）が可決されなかった場合は、いずれの自治体も契約は締結しないものとする。

自治体の規程により、議会承認を要する場合がある。この場合、各自治体の議会において承認がされなかった場合は、当該自治体の契約は締結しないものとする。また、議会承認の都合により、正式契約が令和 8 年 6 月以降となる自治体がある場合もある。

なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む）、提供した知見の対価等については、一切保障しない。

また、契約しない自治体があった場合でも、他の自治体に関しては、提案の条件での契約に応じるものとする。

7 その他留意事項

- (1) 提出する案は、参加事業者1者につき1案とする。
- (2) 次に掲げる場合については、提案を無効とする。
 - ① 所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ② 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- (4) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (6) 提案内容に不整合があった場合は、自治体が内容を解釈し決定するものとする。
- (7) 業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、自治体に帰属するものとする。
- (8) 自治体の規程により、契約時に契約保証金が必要となる場合がある。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、受託者又は次点者としての決定を取り消す。
 - ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ② 審査委員又はその関係者と接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
 - ③ 事業者の決定後、経営状態の変化又は著しく社会的信用を損なう行為等により、本提案の履行が困難であると県が判断したとき。

8 調達スケジュール（予定）

令和8年2月10日（火）	プロポーザル公告、募集開始
2月20日（金）午後5時	質問書提出締切り
2月25日（水）午後5時	参加申込み締切り
3月4日（水）午後5時	提案書提出締切り
	実機審査のための端末持参または送付締切り
3月11日（水）	プレゼンテーション審査、実機審査
3月16日（月）	受託者の決定
4月以降	各自治体で契約締結

9 提出先・問合せ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局教育政策課内
石川県GIGAスクール構想推進協議会事務局
E-mail: suishin@pref.ishikawa.lg.jp
TEL: 076-225-1833